

# 平成30年度半田市障がい者自立支援協議会

## 権利擁護部会・事業所連絡会 「差別解消・権利擁護に関する研修」

発行元：半田市 平成31年 3月

今回の事業所連絡会は、田原市障害者総合相談センターの新井氏を招き、誰もが生活しやすいまちづくりを進めるために、障害者基本法や障害者差別解消法を含めて事業所向けにご講演いただきました。

- 講師：新井 在慶 氏（田原市障害者総合相談センター長）
- 日時：平成31年3月8日（金）10時00分～12時00分
- 場所：半田市役所4階 大会議室
- 内容：差別解消・権利擁護に関する研修
- 参加人数：41名



### “障がい者”とはどんな人を指すか？

身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

社会的障壁とは、障がいがある方にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物・観念等をいいます。

### 支援者による障がいのある方に対する不適切な行為（虐待）の一例

#### 身体的虐待

殴る、蹴る  
部屋に閉じ込める

#### 性的虐待

性交、性的暴力  
性的雑誌等を見るよう強いる

#### 放棄・放置

食事を与えない  
無視や拒否的態度を示す

#### 心理的虐待

言葉による脅迫  
自尊心を傷つける

#### 経済的虐待

本人の同意のない財産処分  
小遣いを渡さない

「しつけ」「指導」ではなく  
本人の人権を侵害する  
虐待として扱われます！

### 障がい者差別・虐待を未然に防ぐ = 利用者の心身・尊厳を傷つけない

#### 意思決定を支援する

「障がいがあるから、理解できないだろう（だから言わなくていい）」と決めつけてはいけません。

**考えたり、理解するための時間や、伝え方に配慮が必要なだけです。**言わないのではなく、**本人に分かるように伝える努力と、意思決定に必要な経験や情報を提供**しましょう。

#### 本人の権利を守る（権利擁護）

本人の意思を**聴く（確認する）**ことが最大の権利擁護です。

利用者に対する敬意・誠意・尊重の気持ちを持ち、**事業所側の都合で、本人の意思を勝手に変えたり、無視してはいけません。**

### 研修会参加者の感想

■思い込み（偏見）が、判断に大きく影響してしまうということを改めて感じました。

障がいを持つ方のみならず、多様な考え、感じ方がある事をよく考えなければいけないと思いました。

■支援にあたって、権利擁護を常に念頭に置いているつもりですが、支援者側の都合で侵害していたかもしれないと考えさせられました。

「聴くこと」の大切さを改めて学びました。

（たくさんいただいた感想の一部を抜粋しました。）

事業所は障がい者の社会的障壁を除去するよう、必要かつ合理的な配慮をする努力義務があります。**合理的配慮とは、優しさや気遣いのことです。**この気持ちが差別や虐待を防ぐ最大のヒントです。

#### お問い合わせ先

半田市障がい者相談支援センター（小島・森）

TEL：0569-21-5585

半田市 地域福祉課（杉浦（郁）・片山・杉浦（友））

TEL：0569-84-0643